

第5期 雲南市農業委員会第34回総会議事録

1. 日 時 平成29年4月21日（金） 14:33～15:40

2. 場 所 サンワーク木次 多目的ルーム

3. 出席委員（31名）

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
15番 青木征温	16番 内部武雄	17番 柳原昌広	18番 白築 進
19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	27番 持田明典
29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義
34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	37番 加藤一郎	

4. 欠席委員（6名） 3番 岡田康弘 14番 高田 耕 26番 岡田 伸
28番 川上蘆求 33番 藤原 好 36番 石橋義明

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 企画官 土屋和則
統括主幹 女鹿田比文 主 幹 白築 香

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第216号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第217号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第218号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第219号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第220号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は31名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第34回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、31番陶山直利委員、32番小田久義委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>わたくしからですが、県農業会議の110回臨時総会並びに市町村農業委員会会長、事務局長研修会の当日の資料については、事務局に置いてありますので、ご覧になりたい方は申し出て事務局でご覧いただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第216号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>する承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第216号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。 議案書は6ページ、7ページをご覧ください。 申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況荒廃農地、面積は225㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「県道改良工事の残地部分で大部分が法面傾斜地で耕作できず荒廃している。」ということです。平成29年4月6日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第216号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第216号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第217号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>続きまして「議第217号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は9ページからご覧下さい。今回申請が10件出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外7筆、地目は登記簿、現況とも田、6筆、登記簿現況とも畑、2筆の合計8筆で面積は合計8,349㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、同じ世帯の息子さんで□□□□さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。農業者年金を受給されており契約を再設定されるものです。賃借料は親子ということで無償、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田、現況畑1筆、登記簿現況とも畑1筆で面積は合計1,476㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、〇〇町の□□□□さんの共有です。申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は土地を処分したいということで無償による譲渡となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は1,152㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は先ほどの申請番号2番と同じく〇〇市〇〇の□□□□さん、〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「空き家付農地制度を利用し申請地を譲り受け農業経営を開始する。」ということです。土地代は住宅とともに譲渡するということで無償による譲渡となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも畑で、面積は459㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当たり217,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田、面積は1,472㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当り 450,000 円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で、面積は120㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「交換により譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「交換により譲り受ける。」ということです。土地代は交換によるもので無償ということです。確認は〇〇委員さんです。以下申請番号10番まで交換の案件です。本案件は土地改良されていない農地で、旧〇〇町時代、平成7年に完成した〇〇農道の工事の際に出た残土を利用して田の区画を整備されたものということです。このたび周辺の境を確認したところ現況とあっていないことが分かり、現況に併せるかたちで分筆し、所有権移転をされるものです。図面は21ページをご覧ください。譲受人の中に一部、下限面積を満たさない農業者がおられますが農地法施行令第2条第3項第3号においてその位置、面積、形状からみて隣接する土地と一体で利用しなければ利用することが困難な農地については下限面積の例外が設けられており、それに対応できると考えます。国土調査については、昭和48年から49年にかけて実施されているということでした。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で、面積は23㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「交換により譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「交換により譲り受ける。」ということです。土地代は交換によるもので無償ということです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号8番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で、面積は20㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「交換により譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「交換により譲り受ける。」ということです。土地代は交換によるもので無償ということです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号9番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも田で、面積は合計で70.47㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「交換により譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「交換により譲り受ける。」ということです。土地代は交換によるもので無償ということです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号10番</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で、面積は合計で9.28㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「交換により譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「交換により譲り受ける。」ということです。土地代は交換によるもので無償ということです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上10件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上10件の案件、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第217号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第217号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第218号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ「議第218号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>得『下限面積』の認定について」説明します。</p> <p>議案書14ページ及び資料No.2をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。議案書15ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△、の3筆を加え、計51筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.2、3、4、5ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成29年4月21日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.2、1ページのとおり、16物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第218号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第218号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第219号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページをお開きください。「議第219号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。</p> <p>資料は17ページをご覧ください。今回は1件ありました。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 田、現況は宅地で、申請面積は240㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫及び駐車場で車庫1棟、駐車</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>区画4台分を建設されます。</p> <p>転用理由は、申請地に車庫を建築し、駐車場一部は宅地進入路として利用したい。とのことです。</p> <p>この地域は第1種住居地域となっている地域です。</p> <p>始末書が出されており、平成12年4月から駐車場として利用してきた。とのことです。農地区分は3種農地で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番〇〇です。始末書を読ませていただきます。当時十分な知識が無かったとは言え、無断転用したことについて深く反省し、お詫び申し上げます。今後は、農地法を遵守しますので今回の申請につきましては、何卒よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。という始末書が出ております。妹さんが近くに家を建てておられるその敷地内で、今のうちにはっきりと区分しておいたがよいということで申請が出されました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。が、質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第219号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第219号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、「議第220号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第220号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。19ページをご覧ください。2件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況、宅地、面積は293㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区〇〇△丁目、□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場及び宅地拡張で、駐車場5台分を整備されます。転用理由は、「駐車場用地が不足しており隣接所有者から譲受整備したい。」ということです。始末書が提出されておまして、「平成24年より駐車場及び宅地として利用してしまった。」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当たり400,000円、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>この案件について図面をご覧ください。転用事由が駐車場及び宅地拡張ということですが進入路は赤道となっております。市道は△△-△と△△-△の十字に分岐しているところまでで、そこから△△-△に至るまでこの農道を利用されることとなります。ももとの赤道の幅員はおよそ1.2~1.4メートルで車の往来にはせまく農地を拡幅しておられます。許可にあたっては、他人の土地の利用が必要な場合はその利用の権利があることが必要となっております。既に利用されているところですが十分な協議が整っていないようです。申請者、代理人には本日の総会に間に合うように協議を求めておりましたが、現在まだ十分協議が整っていないということでした。判断が難しい案件ということになります。取り扱いについて審議いただければと思います。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外12筆、地目は登記簿田、現況畑7筆、面積は3,761㎡、登記簿現況とも畑6筆、面積は1,350.82㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん他6名、借受人は〇〇町〇〇の社会福祉法人△△ 理事長△△△△さんです。転用目的は保育園施設で、園舎865㎡、園庭2,288㎡、駐車場35台分を整備されます。農用地区域外で賃借料は1㎡当たり月額200円です。確認は10アールを超えることから、〇〇委員さんと〇〇委員さんにさせていただいております。農地区分は土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。本許可申請で計画されている保育園施設は土地収用法が適用できる事業の福祉施設に該当することから許可条項は規則第37条第1項第1号に規定する「公益性が高いと認められる事業で、土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業の用に供する場合。」に該当すると考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>以上2件についてご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
29番	<p>29番〇〇です。1番の案件につきまして始末書が出ておりますので読み上げます。今般、下記土地を駐車場として農地転用許可申請をするにあたり、以前にすべきであった農地転用許可申請を怠り、現在無断転用している事実を深くお詫び申し上げます。当時は私の農地法への認識が足りず、無断転用となった次第でございます。同居家族の駐車場が不足していた隣地所有者の△△さんから貸借の申込みがあり、私が所有している土地を無償にて貸与し、駐車場として平成24年ころから今日まで使用して参りました。この農地について、今後は△△さんの同居の親族である△△△△さんへ売り渡し、駐車場として使用していく予定であります。今後は、法令を遵守しこのような始末の無いように十分注意いたしますので、何卒寛大なご処置を賜りますよう本書をもってお願い申し上げます。ということでございます。この土地については、前任の農業委員さんからもパトロールの時に無断転用であるので早く申請をしてくださいというお願いもされております。ようやく申請が出たということです。ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>他に確認委員で説明はありませんか。</p>
15番	<p>15番〇〇です。2番の案件につきましては、皆さんご承知のとおり雲南市も待機児童が非常に多いということで、保育園設置が叫ばれていたところでした。今回この土地を利用し△△の理事長さんが保育園を開設するというので、市の指導もあっておりこの場所が一番最適ということで選任されたようです。行政書士さんが〇〇市の方で、来られて説明を承わり、書類もきちっと揃っており1,000㎡を超えるもので〇〇委員さんと一緒に確認をさせていただきました。60人規模と聞いておりますが、それでもまだ足りないという状況ですが、いずれにせよいいことであろうと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。質疑に入ります前に、1番と2番の案件を分離して処理をさせていただきたいと思っております。まず、「議第220号 農地法第5条の規定による許可申請について」申請番号1番については、先ほど事務局から説明がありましたように地元の協議が十分できていなく、本日のところで協議結果が提出されていないという状況にあり、今回は保留として処理することにいたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、協議が整い次第、書類が出され次第次回の会にお諮りしたいと思います。異議なしと認めます。よって申請番号1番については、今回保留として処理すること</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	に決定をいたしました。
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番について質疑を行います。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。本案件のうち島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議題221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>23ページからになります。</p> <p>今回の案件は大〇〇町14件、〇〇町5件、〇〇町2件、〇〇町2件、計23件が申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号10番、22番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>3時30分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号10番、22番を除く案件について各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町よりお願いします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。10番の案件を除いたものでいずれも妥当と認めましたのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p>
1 5 番	<p>15番〇〇です。〇〇町5件全て妥当であると認めましたのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p>
3 2 番	<p>32番〇〇です。〇〇町2件の新規が出ておりますが、審議の結果いずれも妥当と判断しております。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p>
4 番	<p>4番〇〇です。〇〇町23番の件ですが、妥当と判断いたしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、22番を除く案件については、申請のとおり</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>り全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、22番を除く案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号10番、22番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、20番〇〇委員、25番〇〇委員にはご退席願います。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号10番、22番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を発表していただきます。最初に〇〇町お願いいたします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。10番の案件ですが、妥当と認めましたのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p>
4 番	<p>4番〇〇です。〇〇町22番の件ですが妥当であると判断いたしましたので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、22番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、22番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>20番〇〇委員、25番〇〇委員にはご着席願います。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度農業委員会活動報告について (2) 平成29年度農業委員会予算について (3) 平成28年度雲南市農業委員会慶弔会計・会長交際費会計・事務局会計・全国農業新聞会計決算報告について (4) 監査報告 (5) 平成29年度雲南市農業委員会慶弔会計（案）について (6) 平成29年度雲南市農業委員会の体制及び活動計画について (7) 平成29年度農政課予算について (8) 平成29年度林業畜産課予算について (9) 農業委員及び推進委員の推薦、応募状況について (10) 今後のスケジュールについて

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
